

令和元年度 第4回 深川警察署協議会 議事概要

項 目	内 容
開 催 日 時	令和2年2月14日（金）午後4時00分から午後5時10分までの間
開 催 場 所	深川警察署 大会議室
出 席 者	<p>協議会委員 7名出席（定員7名）</p> <p>会 長 倉 本 茂 子 副 会 長 野 村 隆 男 委 員 尾 垣 義 次 委 員 棚 橋 寛 子 委 員 山 下 紀代美 委 員 吉 田 由比己 委 員 大 友 武</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>警察署員 12名出席</p> <p>署 長 有 倉 久 副 署 長 佐 藤 充 昭 所 長 嵯 峨 康 成 副 所 長 原 田 剛 警務課長 毛 利 政 己 会計課長 中 尾 拓 巳 生活安全課長 長谷川 仁 彦 地域課長 大 石 智 範 刑事課長 黒 木 康 範 交通課長 加 藤 秀 毅 警備係長 警務係長</p>
開 催 状 況	
<p>1 開会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 署長挨拶</p> <p>4 懲戒処分の報告</p> <p>5 業務概況等の説明</p> <p>(1) 令和元年刑法犯の認知・検挙状況</p> <p>(2) 令和元年刑法犯罪種別認知状況</p> <p>(3) 令和元年特別法犯検挙状況</p> <p>(4) 令和元年交通事故（交通死亡事故・人身交通事故・物件交通事故）発生状況</p> <p>(5) 令和元年主要事件検挙状況</p> <p>(6) 各種行事・啓発活動等</p> <p>6 協議</p> <p>諮問事項については、本会議の出欠確認時において事前に各委員から質問・意見等について確認し、提出を受けていたものである。</p> <p>(1) 【委員の諮問】</p> <p>ア 夏期間における免許取得者に対する冬道運転対策について</p> <p>イ 車両の運転に支障を来すおそれのある「ボリュームのある長靴」での運転は違反の対象にはならないのか</p>	

### 【警察説明】

ア 初冬期に警察が行う、企業や大学での交通安全講習等の場で、出席者全員に対して気をつけるべき場所や「急のつく操作をしないように」等の指導を継続実施している。

イ 現時点においては、違反とはならない。

道路交通法第71条（運転手の遵守事項）第6号を受けて各都道府県公安委員会規則で「運転操作の妨げとなるような履き物」での運転を禁止している。

判例では、この「運転操作の妨げとなるような履き物」の判断基準として

足に対して固着性を欠き、運転操作の過程において離脱等の不安定な状態を作出するおそれのある履き物を言うべきで、下駄やスリッパとともにサンダルも含まれる

としており

個々具体的な履き物の形状を客観的に判断するべき

との、「足との固着性」の有無で判断している。

サンダルや下駄などについては、このように判例である程度基準が示されていますが、最近流行のボリュームのある長靴については、足との固着性について問題とはなっておらず、現在のところ、違反としては示されていません。

### (2) 【委員の諮問】

ア 居住外国人による事件・事故の通報事例について

イ 現在把握している居住外国人の総数及び国別人数。このことから起こる問題について。

ウ 災害時における外国人の避難対策

### 【警察説明】

ア 平成29年4月、中国人留学生1人を、法務大臣の許可を受けずに深川市内飲食店で稼働したことにより雇用した経営者1人とともに出入国管理及び難民認定法違反で検挙している。

また、本年1月にベトナム人実習生がJRの一部区間を不正乗車したとして駅から連絡を受け、事情聴取のうえ会社責任者に引き渡した取扱いがある。

交通事故関係については、令和元年度における深川警察署での物損事故取扱件数は835件で、うち4件が外国人運転手による事故となる。

この事故は、管内居住者や観光客による事故で、電柱等への衝突が2件、相手当事者のある車両相互の事故が2件となる。

この他に、遺失・拾得物8件の取扱いがある。

イ 昨年12月末現在の各自治体の集計によると、深川警察署管内の外国人登録者数は173人となる。

国籍別では、ベトナム62人、中国50人、フィリピン20人、韓国8人、その他朝鮮、ネパール、台湾、アメリカ、ドイツ、ブラジルなど17の国・地域となる。

ベトナムや中国からは、企業の技能実習生、拓殖短大の留学生として多く来日している。

深川警察署における外国人の取扱いは非常に少なく、外国人観光客についても北竜町をはじめ多くの外国人観光客が管内入りしているがトラブル等の発生はない。

深川警察署では、留学生や実習生の法律違反を防止するため、大学管理者や外国人雇用主に対し、在留カードの携帯や、許可を受けずにアルバイト等をしないこと、その他、生活習慣の違いから起因する犯罪防止や犯罪被害者とならないように助言する活動に取り組んでいる。

また、各種テロ対策として、宿泊施設に対する外国人の身分確認徹底の依頼を通じた不審者情報の入手を始めとし、テロの発生を防止するために爆発物の原料となる薬品を取り扱う事業者などへの対策、大型イベントの警戒などの取組を推進している。

ウ 外国人雇用主に対して、犯罪防止や犯罪被害者とならないように助言する活動

に併せて、災害対策として各自治体発行の災害ハザードマップや当署作成の英語版非常用持出品啓発チラシの活用、希望により災害図上訓練や訓練方法についてのアドバイスを実施している。

地域課では、災害発生時に活用できるように、巡回連絡を通じて受け持ち管内に居住する外国人の実態把握を行っている。

(3) 次回協議事項

「警察相談の受理件数と特徴等について」

「認知症高齢者等の保護等の取扱い状況について」

7 次回の開催予定

令和2年6月を予定